

# 夜間主コースの最低修得単位数

平成30年度入学者用

| 区分          | 授業科目の区分    | 標準履修年次 | 最低修得単位   |
|-------------|------------|--------|----------|
| 教養教育科目      | 教養ゼミナール科目  | 1      | 2        |
|             | 情報科学科目     | 1      | 2        |
|             | 外国語科目      | 1・2    | 6        |
|             | 全学モジュールⅠ科目 | 1      | 6        |
|             | 全学モジュールⅡ科目 | 2      | 6        |
|             | 学部モジュール科目  | 1      | 6        |
|             | 自由選択科目     | 1・2    | 4        |
|             | 計          |        | 32       |
| 専門教育科目      | 学部共通科目     | 1・2    | 6        |
|             | コース科目      | 3・4    | 58       |
|             | 演習         | 3・4    | 4        |
|             | 計          |        | 68       |
| 自由科目(教養・専門) |            | 24     | (注1)     |
| 卒業要件単位 合計   |            | 124    | (注2)(注3) |

各区分の最低修得単位数を  
超えて修得した単位は、  
「自由科目(教養・専門)」  
の単位として最低修得単位数に  
含めることができる。

(注1) 「自由科目(教養・専門)」とは、科目区分にかかわらず、夜間主コースの教養教育科目及び専門教育科目から自由に選択し履修する授業科目をいう。

(注2) 昼間コースの授業科目のうち次の授業科目を履修し、30単位を限度として最低修得単位数に含めることができる。

- (1) 昼間コースに開設された教養教育科目のうち「学部モジュール科目」
- (2) 昼間コースに開設された専門教育科目のうち「学部共通科目」「コース科目」「自由専門科目」。ただし、国際ビジネス(plus)プログラム科目、ビジネス実践力育成プログラム科目及び昼間コース学生に履修を限定されている科目を除く。

(注3) (注2)において修得した単位のうち、夜間主コースの科目と同一名称の科目は、夜間主コースの当該科目区分の単位とする。また、夜間主コースの科目と同一名称ではない科目は、「自由科目(教養・専門)」の単位とする。

(注4) 教育職員免許状の取得を希望する学生は、昼間コースの授業科目のうち次の科目を履修しなくてはならない。ただし、履修登録上限単位数には算入しない。また、その単位は最低修得単位数には含まれない。  
⇒学生便覧の教職免許状に関するページや別表第5を確認すること。

- (1) 教養教育科目の「全学モジュール科目」及び「自由選択科目」のうち教職科目として指定された科目
- (2) 専門教育科目のうち教職科目として指定された科目(特別指定科目)